

本校の沿革

平成12年12月17日	葛飾地区総合学科高等学校基本計画検討委員会設置
平成13年1月	葛飾地区総合学科高等学校基本計画検討委員会報告書発行
平成17年4月1日	東京都立葛飾地区総合学科高等学校（仮称）開設準備室を都立本所工業高等学校内に設置、開設業務を開始 都立晴海総合高等学校副校長 國分達夫 開設準備室担当校長に補せられる
平成18年10月12日	東京都立学校設置条例（昭和39年東京都教育委員会規則第6号）により、東京都立葛飾総合高等学校設置される 初代校長 國分達夫
平成19年4月6日	東京都立葛飾総合高等学校 第一回入学式挙行（第1期生 男子91名 女子149名 計240名）
平成19年11月3日	東京都立葛飾総合高等学校 開校記念式典挙行
平成22年3月13日	東京都立葛飾総合高等学校 第一回卒業式挙行
平成22年4月1日	統括校長 國分達夫 東京都立晴海総合高等学校 学校長に補せられる 三田清一 東京都立豊多摩高等学校より 統括校長に補せられる
平成26年3月31日	統括校長 三田清一 定年退職
平成26年4月1日	統括校長 小山公央 東部学校経営支援センター支所経営支援室より統括校長に補せられる
平成28年10月7日	東京都立葛飾総合高等学校 創立10周年記念式典挙行
平成31年4月1日	統括校長 高坂 仁 中部学校経営支援センター支所経営支援室より統括校長に補せられる

学 則

第1章 総 則

- 第1条 本校は、高等学校設置基準に基づき、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科、総合学科の高等学校である。
- 第2条 本校には、全日制の課程を置き、単位制とする。
- 第3条 修業年限は、3か年以上6年以内とし、男女共学とする。
- 第4条 学級数及び生徒定員は、次の通りとする。
18学級、720名
- 第5条 本校には、関係諸法規の定めるところにより、必要な教職員を置く。

第2章 学年・学期及び休業日

- 第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 学年は次の1～3学期に区分する。
1学期 4月1日から8月31日
2学期 9月1日から12月31日
3学期 1月1日から3月31日
- 第8条 休業日は次の通りとする。
1. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
2. 冬季休業日 12月26日から1月7日まで
3. 春季休業日 3月26日から4月5日まで
4. 開校記念日 10月12日
5. 都民の日 10月1日

第3章 入学・退学・転学・休学及び留学

- 第9条 本校に入学できる者は、次の通りである。
1. 中学校、もしくはこれに準ずる学校の卒業生。
2. 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
3. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者。
4. 留学生については別に定める。
- 第10条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、転・編入学者、留学生については、別に定める。
- 第11条 入学を志願する者は、東京都教育委員会の定めるところに従って、入学願書その他の書類を提出する。
- 第12条 校長は、東京都教育委員会の定めるところに従って、入学選抜を行い、入学を許可する。
- 第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに必要書類を校長に提出して、所定の入学手続きを完了しなければ

ばならない。

第14条 校長は、保護者からの願いにより、退学・転学・休学・留学を許可することができる。所定の手続きについては、別に定める。

第15条 休学は、復学の意志が明白で特別な又はやむを得ない理由に該当する場合に願い出ることができる。休学に関する規定は別に定める。

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。留学に関する規定は別に定める。

第17条 校長は、転入学または編入学を希望する者がいるときは、生徒定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に転編入学を許可することができる。転編入学に関する規定は別に定める。

第4章 教育課程、授業時数、 単位の修得及び卒業の認定

第18条 校長は、教育目標を達成するために、教育課程を編成する。教育課程及び授業時数については別に定める。

第19条 生徒は、本校の指導計画に従って、教科・科目を履修し、その単位を修得しなければならない。単位の認定は別に定める規定に従って、学年末に行う。

第20条 本校の定める教科・科目の単位を76単位以上修得し、総合的な探究の時間の単位を3単位および人間と社会1単位を履修・修得した生徒で、特別活動の成果がその目的からみて満足できると認められる場合、校長はその生徒の卒業を認定する。

第5章 賞 罰

第21条 校長は、学業または行動において他の範とするに足る生徒を表彰することができる。表彰規定は別に定める。

第22条 本校の規則、指示等に違反する等不都合があった場合で、校長が教育上必要と認めたときには生徒に対して次の懲戒を行う。

退学・停学・訓告及び謹慎・訓戒等

第23条 校長は、次の各号の一つに該当する生徒に退学を命じることがある。

1. 性行不良でその改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当の理由がなくて出席が常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第6章 授業料及び学校徴収金

第24条 授業料は東京都立学校の授業料等徴収条例及びその施行規則の定めるところにより徴収する。

第25条 授業料は、毎月定められた日までに保護者が納入しなければならない。

第26条 授業料が納入されない場合、校長はその生徒の出席を停止させ、または退学させることができる。

第27条 本校の教育上必要な学校徴収金の負担については、別に定める。

第7章 補 則

第28条 本校の規則はすべて本学則に基づいて制定する。

付 則

(施行期日) 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

教 務 規 定

はじめに

本校は、生徒一人ひとりの興味・関心や進路希望に応じて、普通科目・専門科目・学校設定科目など約130の多様な選択科目の中から自分で科目を選択し、時間割を組み立てて学習することによって、自身の能力や可能性を伸ばすことのできる新しいシステムを持った総合学科高校です。

自己の学習計画に基づいて主体的・意欲的に学習に取り組むことが期待されており、また科目の選択等、自分自身にゆだねられている部分が多いので、学習する上での自覚や責任が求められています。

本校の特色をよく理解し、自分自身の力を蓄えるにはどうすべきかを常に考えて、高校生活に取り組むことが大切です。

(1) 教育課程

1. 時 程

時 限	通常時程	30分授業時程
S H R	8:30～8:35	8:30～8:35
第 1 時 限	8:45～9:35	8:45～9:15
第 2 時 限	9:45～10:35	9:25～9:55
第 3 時 限	10:45～11:35	10:05～10:35
第 4 時 限	11:45～12:35	10:45～11:15
昼 休 み	12:35～13:20	
第 5 時 限	13:20～14:10	11:25～11:55
第 6 時 限	14:20～15:10	12:05～12:35
S H R	15:10～15:15	※ノーチャイム制なので、自分で自分の時間の管理をし、遅刻しないように気をつけること。
清 掃	15:15～15:30	
下 校	16:50	

2. 単位制について

本校は単位制の高校です。1週間に1校時(50分)の授業を1年間(35週基準)学習することをもって「1単位」と呼びます。

単位制の高校では、生徒一人ひとりが3年間で卒業条件を満たすように、見通しを立てて計画的に科目選択をし、単位を修得していきます。

3. 科目の履修と単位の修得について

欠席した時間数が基準時間数(1単位あたり35時間)の

4分の1以下の場合に、その科目を「履修」として認定されます。

「履修」を認定された科目について、年次末の学習成績の評定が5段階の2以上であったとき、その科目の単位を「修得」として認定されます。

「履修」できなかった場合は、改めてその科目を取り直す「再履修」が必要です。

4. 卒業の条件について

- (1) 本校が定めた必修科目をすべて履修していること。
- (2) 各教科・科目の修得単位数が76単位以上であること。(ただし「人間と社会」は除く)
- (3) 「総合的な探究の時間」の履修・修得が3単位以上、「人間と社会」の履修・修得が1単位以上あること。
- (4) 特別活動の成果が、その目標からみて満足できると認められること。(特別活動とは、ホームルーム活動、生徒会活動その他学校行事をいう。)

5. 学習成績の評価について

教科・科目の評価は、定期考査、出席状況、学習態度、提出物、実技・実習、研究発表など、平素の学習活動を総合して行われます。

6. 教育課程表

() 内の数字は単位数を示す。

単位数	1 年 次	2 年 次	3 年 次		
1	国 語 総 合 (4)	現 代 文 B (2)	現 代 文 B (2)		
2					
3		体 育 (3)	日 本 史 A (2)		
4					
5	現 代 社 会 (2)	保 健 (1)	体 育 (2)		
6					
7	数 学 I (3)	コミュニケーション 英 語 II (4)	コミュニケーション 英 語 III (3)		
8					
9					
10	数 学 A (2)	総合選択科目 自由選択科目 (世界史 A また は B から 1 科 目含む) (物理基礎・生物 基礎・地学基礎 から 1 科目また は 2 科目を含む) (18)	総合選択科目 自由選択科目 (物理基礎・生物 基礎・地学基礎 から 1 科目を含 む) (18)		
11					
12	化学基礎 (2)				
13					
14	体 育 (2)				
15					
16	保 健 (1)				
17	芸 術 (2)				
18	音楽Ⅰ・美術Ⅰ・工芸Ⅰ				
19	コミュニケーション 英 語 I (3)				
20					
21					
22	英語表現Ⅰ (2)				
23					
24	家庭基礎 (2)				
25					
26	社会と情報 (2)				
27					
28	産業社会と人間				
29	<キャリアコア1>(2)	総合的な探究の時間 <キャリアコア2>(1)	総合的な探究の時間 課 題 研 究 <キャリアコア3>(2)		
30	LHR (1)	LHR (1)	LHR (1)		
31	「人間と社会」	「人間と社会」(1)			

(注)「人間と社会」は、ポイントリザーブ制により 1・2 年次に履修する。

(2) 系列と選択科目

1. 系列とは

「系列」とは、科目選択の目安となるように、多様な選択科目を相互に関連の深い科目ごとにひとまとめでした部屋のようなものです。専門分野ごとに分類した科目の箱のようなものと言っても良いでしょう。「系列」はあくまでも科目選択の際の指針となるものであって、学科やコースのようにそこに所属するというものではありません。

2 年次以降の科目選択にあたっては、系統的な学習をするために自分の専攻の中心となる科目を選択すると良いでしょう。

2. 総合選択科目と自由選択科目について

選択科目には「総合選択科目」と「自由選択科目」とがあります。

「総合選択科目」は、系列に属している科目で、2 年次の「基礎科目」から、より専門性の高くなった 3 年次の「深化科目」へと継続することによって学習を深めることができます。

3. 必修科目について

必修科目とは、すべての生徒が卒業までに必ず履修しなければならない科目です。

(3) 公欠・出席停止・忌引き

1. 公欠について

(1) 各教科・科目の活動、部活動および進路活動などの理由で、事前に届け出をし、公的な活動と認められたものは「公欠」とし、欠席および欠課としない。

(2) 公欠として取り扱う場合は、以下の通りである。

①就職試験、入学試験およびそれに類するもの

②部活動の公式戦や公式の発表会およびそれに類するもの

③その他校長が特に認めたもの

2. 出席停止について

(1) 出席停止の届は、ホームルーム担任に提出する。

(2) 出席停止となった場合、その日は出席しなければならない日数から除き、欠課としない。

(3) 出席停止となる場合は、以下の通りである。

①法定感染症および学校感染症

インフルエンザ、麻疹、風疹、結核など学校医、その他医師において予防上支障がないと認められるまでを出席停止期間とする。

②法令に基づく出席停止の処置を受けた期間

3. 忌引きについて

- (1) 忌引きの届は、ホームルーム担任に提出する。
- (2) 保護者から忌引届が出された場合、下記の日数内は忌引きとして処理し、出席しなければならない日数から除き、また欠課としない。

なお、事情により移動日数を加算することができる。

- ①父母 7日
- ②祖父母 兄弟姉妹 3日
- ③その他の親族 1日
- ④父母の祭祀 1日

4. 災害および交通機関の事故の取り扱いについて

災害および交通機関の事故等による欠席・欠課および遅刻の取り扱いについては、別途定める。

(4) 定期考査

1. 定期考査

- (1) 定期考査は年5回行う。
- (2) 定期考査および、定期考査前の1週間（考査週間）を合わせて考査期間とする。考査期間中に行われる考査は、すべて定期考査として扱う。
- (3) 選択科目の定期考査は、原則として考査週間で行う。
- (4) 定期考査の実施時間は、1科目50分を原則とする。
- (5) 定期考査の欠席・遅刻・早退は、当該科目の欠席・遅刻・早退としてカウントする。
- (6) 定期考査終了までは、生徒会活動、部活動等は原則として禁止する。
- (7) 考査期間より成績処理が終了するまでは、職員室等への立ち入りを禁止する。
- (8) 定期考査中に不正行為があった場合は、当該定期考査のすべての科目を0点として処理する。なお、不正行為を行った生徒に対しては、特別指導の対象とする。
- (9) 定期考査の追試験は、これを行わない。
- (10) 公欠、忌引き、出席停止等、正当な理由により定期考査を受験しなかった生徒の評価については、当該生徒が不利にならないような措置をとるものとする。

2. 考査時程

S H R	8 : 30 ~ 8 : 40	
1 限	8 : 50 ~ 9 : 40	50分
2 限	10 : 00 ~ 10 : 50	50分
3 限	11 : 10 ~ 12 : 00	50分
昼 休 み	12 : 00 ~ 12 : 50	
4 限	12 : 50 ~ 13 : 40	50分
5 限	14 : 00 ~ 14 : 50	50分

※遅刻者は残余の時間でのみ受験を認める。

3. 考査中の諸注意

- (1) 試験開始5分前までに教室に入り、出席番号順に着席すること。
- (2) 机には鉛筆・消しゴムのみ出すこと。筆箱・タオルなどは置いてはならない。定規等は監督から許可があった場合のみ使用できる。
- (3) 机の中には、物を一切入れてはならない。
- (4) 荷物はカバンに入れ、椅子の下に置くこと。
- (5) 携帯電話は電源を切り、カバンに入れること。
- (6) 試験中、筆記用具などの貸し借りをしてはならない。
- (7) 下敷きの使用は原則として禁止する。やむを得ず必要とする場合は無色透明または白色の物を監督の許可を受けてから使用すること。
- (8) スマートフォン等を出したり、触れている場合は不正行為をしているものとみなす。
- (9) ブランケット等の膝掛けは、英単語等試験に影響のないものとする。
- (10) 私語は禁止する。発言の必要がある時は、挙手して許可を受けること。
- (11) 考査中の途中退中は認められない。
- (12) 答案の確認が終わるまでは着席していること。
- (13) 監督の指示に従うこと。
- (14) 不正行為は絶対にしてはならない。

(5) 自然災害時の対応について

東京23区東部に「暴風」「暴風雪」「大雨」「洪水」「大雪」のいずれかの警報（注意報ではない）が発令された場合の対応について

1. 午前7時までに警報が発令されていない場合…平常登校
2. 午前7時までに警報が発令された場合
……登校時間を繰り下げる
 - ①午前8時までに警報が解除された場合…9時30分登校
 - ②午前9時までに警報が解除された場合…10時30分登校
 - ③午前10時までに警報が解除された場合…11時30分登校
3. 午前7時までに警報が発令され午前10時までに解除されない場合……休校（自宅学習）とする
4. 定期考査の場合
 - (1) 午前7時に警報が発令されていない場合
……平常登校
定期考査を実施
 - (2) 午前7時に警報が発令されている場合
……休校（自宅学習）とする
定期考査は翌日に延期
 - (3) 定期考査が翌日に延期された場合、翌日以降の定期考査は、順次繰り下げて実施する

休校・登校時間の繰り下げのお知らせは、ホームページ等に同文書を掲載するが、当日の情報更新は行わない。

校内生活

校 則

「進取創造」「自主自律」を基本とし、以下の規定を守って行動する。

1. 時 間

「ノーチャイム制」を採用。各自が時間の管理をしっかり行う。

(1) 始業時間

授業及び行事前に、SHRが設定されているときは、SHR開始時間を始業時間とする。SHR設定時刻に遅れて登校した場合や登校していてもその時刻にHR教室（もしくは集合場所）に在室していない場合は遅刻となる。

授業及び行事前に、SHRが設定されていないときは、最初の授業及び行事の開始時刻が始業時間となり、その時刻に遅れて出席した場合、その日は遅刻となる。

(2) 終業時間

出席すべき最終授業終了時とし、その後SHRが設定されている場合はSHR終了時を終業時間とする。SHRを欠席した場合は早退となる。

始業から終業までは外出禁止とし、特別な理由で外出すべき事由があるときは、担任（あるいは担当教諭）に外出届けをもらい、外出する。

(3) 下校時間

16:50までに下校する。16:50以降は本所工業高校の時間となる。

部活動は、16:50下校が可能な時間に活動終了する。延長届を提出し顧問の指導を受けている者はこの限りではない。

2. 服 装

「式典」や「指定された行事」における制服は『フォーマル』とする。

登下校を含め、学校生活においては、常に服装規定を守り身だしなみを整える。

(1) 以下の場合には特に『通常時は必ず上着着用』とし、制服を正しく着用する。

①フォーマル時

②登下校時

③授業の開始及び終了の挨拶時

④職員室及び準備室等入室時

⑤その他行事等、指定されたとき

(2) 制服の着用について

		フォーマル		インフォーマル	
男 子	通 常 時	着 用	指定上着・ 指定ズボン 白ワイシャツ 靴下※1	指定上着・指定ズボン 白ワイシャツ 靴下※1	
		着 用 可	白ベスト (指定任意購入)	ベスト・セーター及びカー ディガン※2 防寒用コート(登下校時)※3	
	夏 季	通常時から指定上着 なしを可とする		通常時から指定上着なしを 可とする	
女 子	通 常 時	着 用	指定上着・ 指定スカート 指定リボン(必購入) 白ワイシャツ 靴下※1	指定上着・指定スカート 指定リボン又は 指定ネクタイ(任意購入) 白ワイシャツ 靴下※1	
		着 用 可	白ベスト (指定任意購入)	ベスト・セーター及びカー ディガン※2 防寒用コート(登下校時)※3 防寒用タイツ・ストッキング※4	
	夏 季	通常時から指定上着 なしを可とする		通常時から指定上着なし可 指定リボン・指定ネクタイ なしを可とする	

夏季は原則 6 / 1 ~ 9 / 30 とする。

※1 色はグレー・白・黒・紺の4色とする。

※2 色はグレー・白・黒の3色とする。

※3 一般にオーバーコートと呼ばれるタイプのみとし、原則として寒冷時の登下校時の着用を許可する。(落ち着いた色彩・柄とする)

※4 色はグレー・黒・紺・ベージュの4色とする。

上記※1、2、4は単一色とする。

(3) 靴においては特に指定しないが、サンダルやブーツ等、いわゆる短靴に該当しないものは禁止する。

3. 身だしなみ等

(1) 常に端正・清楚を心がける。

(2) 頭髮に手を加えること(脱色、染髪等)は、程度を問わず禁止する。

(3) ピアスなどの装飾品や化粧は禁止する。

4. 学校生活

(1) 登下校は、徒歩、自転車、公共交通機関の利用とし、その他の乗り物での登校は禁止とする。特に、オートバイ、自動車等での登校は特別指導の対象とする。

(2) 自転車通学は許可制である。許可を得た後、ステッカーを購入し自転車に貼り、指定箇所に駐輪すること。運転の際は法令・条例を遵守し、特に二人乗り、イヤホンを使用しての運転をしないこと。また雨天時は、傘さし運転をせずに、レインコート等を着用すること。

(3) 本校は一足制である。ただし、グラウンド、体育棟、武道棟は別途指定された履物で使用する。

校舎内を清潔に保つため、グラウンドで使用する履き物で、校舎内に立ち入らない。

(4) 校内及び生徒間での金品の売買や金銭の貸し借りを禁止する。

(5) 携帯電話等の持ち込みは、以下の条件が守られている場合許可する。守られない場合は、学校で携帯電話を預かり指導する。

また、多くの生徒に違反が見られる場合は、学校への持込を禁止とする。

① 授業中の使用は厳禁とする。

② 公共のルール・マナーを守る。

③ 他への誹謗・中傷を厳禁とし、特別指導の対象とする。

④ 校内での充電は厳禁とする。

(6) 学校生活に必要な金品は持ってこない。所持する場合は各自でしっかりと管理する。

(7) 休日は、原則として個人での登校を禁止とする。

(8) アルバイトは、原則として禁止する。

5. 禁止事項(特別指導)

以下の事項は特別指導の対象となる。

(1) 健康・生命にかかわる行為(喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、飲酒、飲酒同席、酒類所持、暴行、いじめ等)

(2) 人権にかかわる行為(暴言、いじめ、恐喝等、誹謗・中傷等、SNS等の不適切な使用等)

(3) 法律、条例及び社会規範に反する行為(窃盗、恐喝、いじめ、故意による器物破損、授業妨害等)

(4) 考査等での不正行為

(5) 校則に違反する行為(オートバイや自動車での通学、校則違反を繰り返す行為等)

(6) 校内外において制限又は禁止されている政治的活動等を行った場合

(7) その他、特別指導が必要とされる行為